

## [030\_1987]第三十回中央図書館貴重文物展観目録： 労謙洞文庫

九州大学附属図書館中央図書館

荻野, 喜弘  
九州大学石炭研究資料センター : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1485018>

---

出版情報 : 大学広報. 595, pp.1-6, 1987-01-29. The Committee of Public Relations Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

# 大学広報

№.595

昭和62年 1月29日発行  
(編集)  
九州大学広報委員会

## 第三十回中央図書館貴重文物展観目録

(中央図書館)

労 謙 洞 文 庫

は じ め に

展観に際し教職員や学生諸君が多数来館されるよう希望します。

なお、今回の展観資料の選定、解説、配列等については石炭研究資料センター荻野喜弘助教授に御指導御尽力を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

記

展観場所：中央図書館メインロビー

展観期間：昭和62年2月3日(火)から

昭和62年3月30日(月)まで

## 展 望 資 料 の 解 説

労謙洞文庫は、本学石炭研究資料センターの所蔵するもので、旧三菱美唄礦業所に関する資料を中心とした文庫である。文庫名は旧蔵者による命名で、「労謙」は易經の地山謙の卦の三爻から採り、「洞」は三菱鉱業関係者の号から一字採ったとのことである。

三菱美唄礦業所は、大正4年(1915)8月に三菱合資会社が飯田延太郎より買収し稼行した炭鉱で、大正7年5月三菱鉱業株式会社設立にともない同社に移管され、長く同社の主力炭鉱のひとつとして操業を続けた。しかしながら「エネルギー革命」の進展によって後退をよぎなくされ、昭和40年(1965)に美唄炭礦株式会社として分離され、同47年5月ついに閉山したのである。戦前期の企業資料のうちでは、財閥系諸企業の資料は文書保存規定の整備によって最もよく整理されているもののひとつである。企業資料の場合一点一点の資料の価値もさることながら、全体として企業活動を把握しうるかどうかが重要であり、炭鉱の場合、閉山にともなって散逸することが多く、本文庫は山元資料としては極めて貴重なものといえよう。今回はその中から代表的なものを選んで展示する。なお、三菱美唄炭礦の外観と位置とを示すため写真2葉をあわせて展示した。

三菱に関する刊行物としては、三菱合資会社の編纂した『社誌』が『三菱社誌』全40巻(他に索引1巻)として東京大学出版会から刊行され、戦前期三菱の代表者である岩崎弥太郎、弥之助、久弥、小弥太の4代の伝記がそれぞれの伝記編纂会から刊行されている。三菱鉱業については『三菱鉱業社史』(三菱鉱業セメント株式会社、1976年)があり、三菱美唄炭礦に関しては、三菱美唄炭鉱労働組合編『炭鉱に生きる』(岩波新書、1960年)がある。また三菱財閥に関する研究は多いが、三島康雄編『三菱財閥』(日本経済新聞社、1981年)がコンパクトにまとめられ、文献目録もついており、便利である。

**1 飯田炭礦例規 大正四年、飯田ヨリ事務引継 大正四年**

三菱美唄炭礦は、上述のように大正4年に三菱が飯田延太郎より買収したものである。本資料は倉庫保存文書のうちの「重要事件」第一号、第二号で、前者は飯田美唄炭礦時代の主要規則綴であり、「飯田美唄炭礦」の罫紙が用いられ、鉱夫雇傭及び労役規則、職制、現場作業規定、飯田炭礦職務規定、火薬類取扱規則安全燈取扱規則などが綴り込まれている。後者は炭鉱買収にともなう事務引継書類綴であり、(引継)報告書、移算受諸勘定二係ル件、移算諸勘定科目二係ル件、旧美唄炭礦渡金二係ル件、第一回財産目録送付ノ件などが綴り込まれている。

これによれば買収代金は、美唄炭坑買受代金 250 万円、その他 8 万円余であった。

## 2 鉱業会社新設準備 大正七年

大正 7 年 5 月に三菱鉱業株式会社が設立されるが、本資料はこの会社設立にともなう事務処理に関する書類綴で、三菱合資会社炭坑部および三菱鉱業本社との往復書類であり、三菱鉱業株式会社新設準備ニ係ル件(3月23日)、同(4月12日)、会社業務広告ニ関スル件、権利義務継承通知用紙送付ノ件などが綴り込まれている。

## 3 美唄礦業所概況説明書 昭和七年七月一日、美唄礦業所現況 昭和十一年二月

三菱鉱業では礦業所を設置し、そのもとに炭坑を管理した。北海道では大正 9 年 10 月に美唄、芦別、大夕張の各炭坑がそれぞれ礦業所と改称したが、同 11 年には芦別、大夕張があいついで美唄礦業所の支坑に改められている(大夕張は昭和 2 年再び独立)。このように美唄礦業所は三菱系の北海道諸炭坑を統括する位置にあることが多く、したがって本文庫には芦別、大夕張、美流渡などの各炭坑の資料も含まれている。本資料はこの美唄礦業所の概況、現況をまとめたもので、このような概況は時々作成されたようである。前者には位置、沿革、鉱区、教化事業、鉱夫の生活其他変遷概況、社会運動などの 14 項目、後者には地質及岩層並ニ炭量、坑内概況、採炭法など 16 項目が掲載されている。

## 4 旧美唄礦業所規則(人事) 大正六年以降分、旧美唄礦業所規則(一般事務) 大正七年以降分

戦前期日本の企業のなかでは財閥系主要企業は社内規則による企業経営が厳格に実施されていた。このため鉱夫などの場合は規則づくめで窮屈な思いをしたため、好況期には鉱夫が退坑し、鉱夫の確保に苦しんだという。三菱鉱業においても本社、事業所(三菱では場所と呼んだ)で規則が定められた。本資料は美唄礦業所における規則類に関する綴であり、本社からの通達、礦業所内規則、支坑との連絡などが綴り込まれている。このような書類自体が書類保存規定にしたがって整理、保存、廃棄というかたちで管理されたのである。

## 5 鉱区出願 飯田炭礦、鉱区出願 大正三年、鉱区出願 大正四年

炭鉱はじめ鉱業は、鉱業法によって厳格に規制されていた。鉱業が鉱物資源の採取・加工を主とし、かつ危険性の高い産業であったからである。鉱業経営はまず鉱業権の取得に始まる。鉱業法によれば、鉱業権には採掘権と試掘権とがあり、それぞれ図面を添付した許可願を主務

大臣、各鉱務署長宛に出願して許可を受けた。このようにして鉱業権の設定されたものが鉱区である。したがって鉱区出願関係書類は炭鉱経営にとって基本書類であり、本資料は倉庫保存資料「鉱区」の第一号、第二号、第三号である。第一号は飯田炭礦時代のものであり、第二号は大正3年度、すなわち三菱の美唄炭坑買収以前のもので、三菱合資会社出願の北海道石炭鉱区の許可願、および三菱系列下にあった大夕張炭礦株式会社（大正5年1月買収）出願の許可願とから成る。第三号からが三菱美唄炭坑・美唄礦業所の鉱区書類綴であり、したがって例えば芦別炭坑分を含むこともあった。

#### 6 鉱業施業案（廃止ノ分） 自大正四年至大正十年、鉱業施業案 自昭和四年至昭和十三年

鉱業に着手する場合には、あらかじめ操業計画を取りまとめた「鉱業施業案」という書類を、その変更の場合には変更届を各鉱務署宛に提出することが義務づけられていた。炭鉱の場合、鉱業施業案として「採炭ニ関スル事項」、「操業上ノ危害予防ニ関スル事項」を届け出た。本資料はこの鉱業施業案の綴であり、前者は大正期、後者は昭和期のものである。後者には美唄炭坑にとって極めて重要な開発工事であった昭和7年の「美唄通洞」に関する鉱業施業案などが含まれている。

#### 7 坑内実測図（芦別炭坑） 大正十年以降

鉱業法第46条は坑内実測図・鉱業簿の作成および提出を義務づけた。鉱業法施行細則第47条によれば、坑内実測図には平面図と断面図の2種があり、毎月末の状況を翌月中に調製し、石炭坑にあっては毎年6月末、12月末の分について提出することを定めている。本資料は芦別炭坑提出分の控であるが、この坑内実測図の作成によって刻々と変化している坑内状況の掌握に努めたのである。

#### 8 鉱務署諸報告 自大正四年至大正十年

鉱業行政の実務を担当していた鉱務署は各鉱山に対していろいろな報告を提出させた。周知のように鉱業は危険をとまなうことが多く、鉱夫保護の立場から鉱夫に関する諸報告を、また鉱産税賦課の必要上からも鉱産額・貯炭額の報告を毎月提出することを求めた。本資料はこれら鉱務署に対する報告の控で、扶助月報、死傷病者月報、死傷者月報、鉱産額調書、鉱夫月報、鉱夫賃金月報、月末山元貯炭高報告の7つの報告が綴り込まれている。このような諸報告に基づいて、鉱山局は年報である『本邦鉱業ノ趨勢』を作成した。

以上のような鉱業行政に基づく諸報告によって鉱業経営のあらましを把握することができる

のである。

#### 9 山是要項（芦別炭坑、雄別礦業所） 昭和八年、山是要項附図（芦別） 昭和三年

三菱鉱業では各炭坑の事業計画を山是と称しており、各炭坑は山是要項を本社に提出して承認を受け、それに基づいて操業した。昭和8年1月提出の雄別炭坑の山是要項（昭和7年12月～同10年11月）をみると、1埋蔵炭量、2年度別予定出炭量、3命数予想、4向フケ年間ノ操業方法、5採掘スル炭層並ニ炭量、6坑所原価、7起業的工事の7項目について事業計画が樹てられている。この山是要項には必要な附図が添付された。たとえば昭和3年芦別炭坑の場合には、芦別炭坑炭量計算添附図、芦別炭坑炭量計算表などが添付された。

#### 10 外人技師雇傭契約 大正十一年

明治初期の日本の近代化は、いわゆるお雇い外国人によって技術的指導がなされた。鉱業においても同様であり、鉱山局鉱山師長ゴッドフレ、三池のポッター、住友のラロックなどが著名である。彼らの指導のもとに短期間のうちに鉱業の近代化が遂行され、その後はもっぱら日本人技術者が鉱業技術を担ったのである。とはいえ新しい技術導入に際しては外国人技師による短期的な技術指導がなされたようであり、本資料もその一例である。炭鉱の機械化は採掘面では他に比して遅れ、日本においては第1次大戦以降に緒につきはじめた。その代表的なものがコールカッターの導入であり、本資料はコールカッター導入にともなって実地指導にあたった外国人技師の契約書類である。本資料によれば、コールカッター製造のグードマン社より派遣された技師チャールス・リッターは大正11年4月20日から同年10月29日まで美唄で実地指導にあたった。

#### 11 石炭会議 大正十三年～昭和三年、石炭会議 昭和四年以降

三菱の石炭販売は、当初は合資会社営業部、大正7年三菱商事設立以降は三菱商事が担当していた。しかし1920年代の慢性不況のなかで三菱鉱業側が自売の方針を固め、大正13年4月に三菱商事より石炭販売元扱権の返還を受けた。以降、三菱鉱業が主催して石炭販売に関する打ち合せ会議を地域別に開催した。本資料は北海道における石炭打ち合せ会議に関する書類綴である。北海道における石炭打ち合せ会議は、小樽におかれた北海道炭売所長の主催で美唄、芦別、大夕張、室蘭などの担当者が集って、採掘、運炭、貯炭、販売の状況などについて協議した。

**12 本店月報 自大正七年五月至全年十二月、本店月報 自大正八年一月至全年十二月**

三菱鉱業は会社設立の大正7年5月より本店月報を発行した。発行日は、第1号は大正7年5月25日であったが、第2号以降は毎月5日になった(第2号は7月5日)。内容は第一社内(産鉱、原価、試錐成績)、第二社外(産鉱)などとなっている。当初は謄写印刷であったが、第17号(大正8年10月5日発行)よりタイプ印刷になった。

**13 年報 三菱合資会社 大正四年度、大正五年度**

三菱合資会社は傘下の諸事業について年度ごとに社内向けに年報を印刷した。その内容は、大正四年度をみると通達・人事、銀行、鉱山、炭坑、営業、造船、地所、倉庫、製紙、船舶、鉄道、保険に分れており、炭坑の細目は鉱区、試掘鉱区、採掘鉱区、産出炭量並原価表、石炭受払表、石炭払渡送炭別及種別表、雇員職工鉱夫其他人員及賃金表、衛生表、起業費認許表となっている。

**14 月報 三菱合資会社 第五拾号(大正四年七月)、第五拾参号(大正四年拾月)**

三菱合資会社は傘下の諸事業について毎月社内向けに月報を印刷した。その内容は、第五拾号をみると通達・人事、銀行、鉱山、炭坑、営業、造船、地所、倉庫、製紙、船舶、保険、雑録に分れている。美唄炭坑がはじめて掲載されるのは第五拾参号で、沿革、位置及交通、地形、地質及鉱床、九月分(排水及通気、起業、土地及鉱区)、十月分(起業、鉱区、役員ノ動静)が収録されている。